(三)　特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成二〇年一二月一日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する不動産について、不動産取得税を非課税とする特例措置を講ずることとした。（附則第四一条関係）

(四)　警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象となる家屋を居住困難区域（平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域（近く当該指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。以下「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域をいう。以下同じ。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋とした上、当該家屋の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して三月（新築家屋にあっては一年）を経過する日までの間とすることとした。（附則第五一条関係）

(五)　警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得された土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象となる土地を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得された土地とした上、当該土地の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して三月を経過する日までの間とすることとした。（附則第五一条関係）

(六)　警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得された農用地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象となる農用地を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得された農用地とした上、当該農用地の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して三月を経過する日までの間とすることとした。（附則第五一条関係）

(七)　東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業者が、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であって同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものと道府県知事が認める鉄道施設の敷地の用に供する土地を平成二九年三月三一日までの間に取得した場合について、課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第五一条の二関係）

(八)　住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四パーセント）を三パーセントとする特例措置の適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の二関係）

(九)　宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の五関係）

4　自動車取得税

(一)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の二関係）

(1)　電気自動車

(2)　天然ガス自動車のうち、平成二一年一〇月一日（車両総重量が三・五トンを超え一二トン以下のものは、平成二二年一〇月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の一〇分の九を超えないもの

(3)　プラグインハイブリッド自動車

(4)　次に掲げるガソリン自動車

イ　乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　平成一七年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成一七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ハ)　エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率であって平成二七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二七年度基準エネルギー消費効率」という。）に一〇〇分の一二〇（平成二七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成二二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二二年度基準エネルギー消費効率」という。）に一〇〇分の一五〇）を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一〇を乗じて得た数値以上であること。

(5)　次に掲げる軽油自動車

イ　乗用車のうち、平成二一年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。

(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一〇を乗じて得た数値以上であること。

ハ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　平成二一年一〇月一日（車両総重量が一二トン以下のものは、平成二二年一〇月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。

(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一〇を乗じて得た数値以上であること。